

令和6年7月31日招集

第4回佐渡市農業委員会総会 議事録

佐渡市農業委員会

令和6年度 第4回佐渡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月31日(水) 午後1時30分から午後3時00分まで

2. 開催場所 金井コミュニティセンター 2階 大会議室

3. 出席委員 : (22名)

1. 藤田 亨	2. 渡邊 秀一	3. 森田 聰	5. 仲川 康一
6. 細野 真二	7. 山田 隆生	8. 本間 隆	9. 土屋 七司
10. 忠野 佳純	11. 中川 義弘	12. 古屋野 勝	13. 北見 尚志
14. 佐々木 雅文	15. 池 克博	16. 西村 幸子	17. 本間 一寿
18. 金切 秀明	19. 大野 雄一郎	20. 西野 春彦	21. 渡邊 実
23. 佐々木 隆正	24. 金田 勝廣		

4. 欠席委員 : (2名) 4. 民部 猛 22. 久保 守

5. 傍聴者 : (なし)

6. 議事日程

(1) あいさつ

(2) 議事

議案第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第2号 非農地判断について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第6号 農用地利用集積計画（売買）の決定について

議案第7号 農用地利用修正計画（貸借）の決定について

(3) 協議・報告事項

1) 農地部会協議報告事項について

① 農地の転用事実に関する照会について（新潟地方法務局佐渡支局）

② 農地法施行規則第29条の届出について

③ 農地改良届の受理について

④ 農地法第18条の規定による通知について

⑤ 認定農業者について

2) JA推薦委員からの連絡事項等について

3) 会務報告・会務予定について

4) その他

① 農業委員会業務必携の配布等について

② 7/9～11視察研修の報告について

7. 農業委員会事務局出席職員

局長 木下 和重 次長 野嶋 雅博 係長 伊藤 雅之 係長 恵帳塚 実
主任 池 剛宏

8. 会議の概要

局長	それでは、定刻でございますので、ただ今から、令和6年度第4回農業委員会総会を開会いたします。それでは、はじめに、金田会長よりご挨拶を申し上げます。
金田 会長	(会長挨拶)
議長	<p>ありがとうございました。本日の総会におきましては、欠席の届出がありましたのでご報告いたします。4番民部委員、22番久保委員の2名でございます。</p> <p>ただ今の出席委員は、委員定数24名中、22名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>総会での報告・説明等は簡潔にして会議時間の短縮を図りたいと思いますので、ご理解とご協力をお願ひいたします。それでは、金田会長より、議事の進行をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、第4回農業委員会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。はじめに、日程第1「議事録署名委員の指名」について、お諮りいたします。議事録署名委員は議長一任で異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	「異議なし」の声がありましたので、3番森田委員、5番仲川庸一委員を指名いたします。それでは、日程第2「議事」に入らせていただきます。はじめに「農地部会所掌案件」について、審議を行います。7月19日に開催された農地部会審議概要について、14番佐々木雅文農地部会長より報告をお願いします。
佐々木農地部会長	<p>7月分の農地部会を7月19日に行いまして、農地部会所掌案件について予備審査をいたしました。その結果、事務局より提出されました全議案を許可相当とし、総会に上程することといたしました。</p> <p>また、現地確認については、地区の農業委員および推進委員に調査依頼をいたしました。以上です。</p>
議長	ありがとうございました。それでは、はじめに、「農地法の適用を受けない事実確認願」3件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案第1号、農地法の適用を受けない事実確認願です。今月3件、田13筆14,269平メートル、畑3筆1,393平メートル、合計15,662平メートル。</p> <p>案件番号1番、東立島の方からの申請になります。東立島の畑2筆838平メートル、森林の様相により山林で整理するものです。案件番号2番以降、所有者、申請人、申請地番・面積、利用状況、判定地目は、議案書に記載のとおりです。以上、3案件</p>

	については、非農地の基準を満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	それでは、案件1番について現地調査を行った1番藪田委員から報告をお願いします。
1 蔡田 亨	案件1番につきまして、5月29日に農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認いたしました。事務局説明のとおり森林の様相でありまして、非農地の基準を満たしておりますので、ご審議よろしくお願いいたします。
議長	次に、案件2番について現地調査を行った2番渡邊秀一委員から報告をお願いします。
2 渡邊 秀一	案件番号2番について6月27日に農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認しました。事務局説明のとおり、農地の荒廃化が非常に著しい状況でした。非農地の基準を満たしておりますので、ご審議をお願い申し上げます。
議長	次に、案件3番について現地調査を行った18番金切委員から報告をお願いします。
18 金切 秀明	案件番号3番について6月24日に農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認しました。事務局説明のとおり非農地の基準を満たしておりますので、ご審議のほどよろしくお願いします
議長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
	(意見、質問なし)
議長	ご質問等がないようですので、案件1番から3番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件を承認し、証明書を発行することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第1号 農地法の適用を受けない事實確認願」3件を承認し証明書を発行することに決定いたします。 次に、「非農地判断」27件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	非農地判断について説明いたします。この非農地判断は、利用状況調査の結果、3名以上の委員により、森林の様相を呈するなど農地への再生利用が困難（赤区分）と確認された農地を非農地と判断し、事前の通知により確認済みの所有者に非農地通知書を送付するとともに、市税務課から市長名で地目変更登記の申請を法務局へ行うものです。議案書の4ページから10ページと配布した別冊の地番図をご覧ください。今月は27案件ございます。 案件1番、両津地区東立島地内の田2筆、畑1筆計2,968平米について、再生利用が困難な農地の区分で周辺と一体的に森林化しているため非農地と判断するも

	<p>のです。案件 2 番以降の土地の所在、地目、面積、現地確認の方法等は、議案書に記載のとおりです。今月の案件は 27 件とも前任の委員により判断いただいたものとなります。所有者及び現任の担当委員の事前確認を受けたうえで、現地に辿り着けないため航空写真図での確認としております。</p> <p>非農地判断につきましては、今後も所有者及び担当委員から事前確認いただきながら毎月上程して、計画的な非農地判断を進めてまいります。説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは非農地判断について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願ひいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。それでは、案件 1 番から 27 番について採決を行います。案件 1 番から 27 番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>「異議なし」の声がありましたので、「議案第 2 号 非農地判断について」案件 1 番から 7 番の 7 案件を原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に、「農地法第 3 条の規定による許可申請」 6 件を上程します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 3 号、農地法第 3 条許可申請になります。今月 6 件、田 5 筆 4,414 平米、畑 3 筆 1,239 平米、合計 5,653 平米。</p> <p>案件番号 1 番、新潟市の方から長江の方に、長江の田 1 筆 1,444 平米贈与になります。7 月 24 日に現地確認を行いました。</p> <p>案件番号 2 番、東京都東村山市の方から下長木の方に、長木の畑 1 筆 968 平米贈与になります。7 月 22 日に現地確認を行いました。</p> <p>案件番号 3 番、茨城県取手市の方から下新穂の方に、下新穂の田 1 筆 267 平米売買になります。7 月 24 日に現地確認を行いました。</p> <p>案件番号 4 番、茨城県かすみがうら市の方から寺田の方に、畠野の田 1 筆 1,999 平米売買になります。7 月 26 日に現地確認を行いました。</p> <p>案件番号 5 番、豊田の方から真野の方に、真野の田 1 筆 42 平米売買になります。6 月 25 日に現地確認を行いました。</p> <p>案件番号 6 番、新潟市の方から宿根木の方に、宿根木の田 1 筆 662 平米、畑 2 筆 271 平米、合計 933 平米売買になります。7 月 23 日に現地確認を行いました。案件全て許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、案件 1 番について現地調査を行った 7 番山田委員から報告をお願いします。</p>
7 山田 隆生	<p>案件番号 1 番につきまして、7 月 24 日、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可基準を満たしております。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>

議長	<p>それでは、案件2番について現地調査を行った私から報告します。7月22日に農業委員、推進委員、事務局とで現地確認いたしました。現地については、畑で野菜を栽培しております、きちんと管理されておりました。よって、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を全て満たしていると思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p> <p>次に、案件3番について現地調査を行った3番森田聰委員から報告をお願いします。</p>
3 森田 聰	<p>案件番号3番について、7月24日に農業委員、推進委員、事務局にて、現地を確認しました。適正に管理されており農地法第3条第2項各号には該当せず、許可基準を満たしておりました。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>続いて、案件4番について現地調査を行った6番細野委員から報告をお願いします。</p>
6 細野 真二	<p>案件番号4番について7月26日に農業委員、推進委員、事務局で現地確認を行いました。適正に管理しており農地法第3条第2項各号には該当せず、許可基準を満たしていました。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>続いて、案件5番について現地調査を行った佐々木隆正委員から報告をお願いします。</p>
2 3 佐々木 隆正	<p>案件番号5番について6月25日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しております。事務局から説明がありましたとおり、この案件については農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件の全てを満たしてますのでご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>続いて、案件6番について現地調査を行った21番西野委員から報告をお願いします。</p>
2 1 西野 春彦	<p>案件番号6番について7月23日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可基準を満たしていました。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>ご質問等がないようですので、案件1番から6番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、許可することにご異議ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>

議長	<p>「異議なし」の声がありましたので、「議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請」6件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に、「農地法第4条の規定による許可申請」1件を上程します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号、農地法第4条の許可申請です。13ページをご覧ください。今月の申請は1件で面積172平米です。</p> <p>梅津の方からの申請です。申請地は両津地区梅津の田172平米です。変更目的は庭です。申請理由は、住宅の隣接地を庭として利用したいというものです。申請地の場所は14ページの地図をご覧ください。主要地方道佐渡一周線の舟場町バス停から西へ550メートル程に位置し、住宅や事業所等が連坦する区域に隣接する区域にある農地で第2種農地に該当します。周囲の農地への影響もないことから、一般基準の問題もないと考えます。以上のことから許可相当と判断しました。なお、本案件は追認転用となります。ご審議よろしくお願いします。</p>
議長	それでは、案件1番について現地調査を行った2番渡邊秀一委員から報告をお願いします。
2 渡邊 秀一	現地確認を7月25日に農業委員、推進委員、事務局とで行いました。事務局説明のとおり、許可基準を満たしています。ご審議ください。
議長	<p>それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議長	ご質問等がないようですので、案件1番につきまして、採決を行います。これらの案件につきまして、許可することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	<p>「異議なし」の声がありましたので、「議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請」1件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に、「農地法第5条の規定による許可申請」2件を上程します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請です。15ページをご覧ください。</p> <p>5条申請2件、田1筆154平米、畑2筆688平米、合計3筆842平米です。</p> <p>案件番号1番です。譲受人が羽茂村山、譲渡人が埼玉県の方です。申請地は二宮の田154平米、畑212平米、所有権の移転売買です。変更目的は駐車場の新設です。申請地選定理由は申請地の隣地の宅地へ引っ越し予定だが、駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として利用するものです。</p> <p>申請地は16ページの地図をご覧ください。旧国道350号線の鍛冶町中原バス停から北に約1.8キロメートルに位置し、農業公共投資の対象となってない小集団の農地であり第2種農地に該当します。申請地周辺には、当該目的を達成できる第3</p>

	<p>種農地や非農地はなく立地基準は問題ありません。排水も発生しないことから周囲の農地への影響はなく、必要資金も自己資金でまかなえるため一般基準も問題ありません。以上のとおり許可基準を満たしております。</p> <p>次に案件番号2番です。譲受人が多田、譲渡人が畠野の方です。申請地は松ヶ崎の畠476平米、所有権の移転売買です。変更目的は住宅の新設です。現在の住宅が大雪で竹等により道路が塞がれ孤立状態になることから、防災のため安全な場所へ住宅を新築するものです。</p> <p>申請地は17ページの地図をご覧ください。主要地方道佐渡一周線の松ヶ崎バス停付近に位置する農地で、農業公共投資の対象となってない小集団の農地であり第2種農地に該当します。申請地周辺には、当該目的を達成できる第3種農地や非農地はなく立地基準は問題ありません。排水は下水道へ接続するため周囲の農地への影響もありません。また、必要資金も借入金でまかなうこととしており、一般基準の問題もありません。以上のとおり許可基準を満たしております。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、案件1番について現地調査を行った私から報告します。</p> <p>現地の調査については7月22日に農業委員、推進委員、事務局で行いました。</p> <p>土地については住宅等がありまして空き家の状態でございます。そこへ羽茂村山から移るということでございまして、今度車が必要ということで畠に駐車場を作るもので、事務局の説明のとおり許可基準を満たしておりますので、ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>続いて、案件番号2番について、現地調査を行った、10番忠野委員から報告をお願いします。</p>
10忠野 佳純	<p>案件2番です、7月26日に農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認しました。申請地は事務局の説明のとおり畠野地区松ヶ崎の畠で、集落内にある生産性の低い農地です。住宅を建築するものでこの場所以外に利用可能な場所もありません。転用許可基準を満たしています。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>ご質問等がないようですので、案件1番から2番につきまして、採決を行います。これらの案件につきまして、許可することにご異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>「異議なし」の声がありましたので、「議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請」2件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に、「農用地利用集積計画（売買）の決定」4件を上程します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農用地利用集積計画（売買）について説明いたします。議案書は、18ページから19ページです。</p>

	<p>案件 1 番、両津地区長江地内の田 2 筆、計 2,859 平米について、長江の方から長江の方へ新潟県農林公社を通して売買するものです。譲受人、譲渡人及び案件 2 番以降の土地の所在、地目、面積、売買価格については議案書に記載のとおりです。</p> <p>以上、所有権移転に関する案件については、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは、農用地利用集積計画（売買）の決定について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>（意見、質問なし）</p>
議 長	<p>ご質問等がないようですので、案件 1 番から 4 番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」の声がありましたので、「議案第 6 号 農用地利用集積計画（売買）の決定」4 案件について原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に、「農用地利用集積計画（貸借）の決定」21 件を上程します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農用地利用集積計画（貸借）について説明いたします。議案書は 20 ページから 33 ページで、今日は 21 案件ございます。</p> <p>案件 1 番、金井地区吉井本郷及び三瀬川地内の田 2 筆、計 2,367 平米について、埼玉県日高市の方から三瀬川の方へ令和 6 年 6 月 30 日から令和 11 年 12 月 31 日までの 6 年間再設定により貸借するものです。借り手、貸し手及び案件 2 番以降の土地の所在、地目、面積、対価、契約期間等は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>なお、議事参与案件は案件 1 番の 1 件です。以上、利用権設定に関する案件については、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは、農用地利用集積計画（貸借）の決定について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>（意見、質問なし）</p>
議 長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決を行います。それでは、案件 1 番について採決を行います。21 番渡邊実委員の退席をお願いします。</p> <p>（委員 退席）</p>
議 長	<p>それでは、案件 1 番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。</p>

一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第7号 農用地利用集積計画（貸借）の決定について」案件1番を原案のとおり決定することにいたします。 (委員 着席)
議 長	次に、案件2番から21番までについて一括して採決を行います。これらの案件につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第7号 農用地利用集積計画（貸借）の決定について」案件2番から21番を原案のとおり決定することにいたします。 それでは、農地部会協議報告事項に移ります。はじめに、「農地の転用事実に関する照会について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、34ページをご覧ください。今月法務局照会2件ありました。 1件目は、申請者が東京都の方で、土地の表示は金井新保の畠102平米です。現況は非農地。防風林及び進入路となっていました。転用許可は不要な案件となります。 2件目は、申請者が神奈川県の方で、土地の表示は八幡の畠1筆1.80平米です。現況は非農地。農地として使えない非常に小さい土地でした。許可不要の案件です。 確認委員、確認日は議案書記載のとおりです。法務局佐渡支局に回答させていただきました。説明は以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、「農地法施行規則第29条の届出について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは35ページです。農業用施設に係る届出となります。今月1件ございます。 徳和の方からの届出です。場所は徳和の畠939平米の内、180.90平米。農作業小屋の建築です。工事期間は6年9月30日までとなっています。説明は以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、「農地改良届の受理について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、36、37ページをご覧ください。農地改良届6件ございます。 1件目は、申請者が水渡田の方で、土地の表示は水渡田の田2筆2,853平米です。

	<p>改良目的といたしまして、盛土整形し効率利用するためということです。土質はレキ混じり土で土量が 2,800 立米。期間は令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとするものです。</p> <p>2 件目は、申請者が水渡田の方で、土地の表示は水渡田の田 1 筆 2,177 平米です。改良目的といたしまして、盛土整形し効率利用するためということです。土質はレキ混じり土で土量が 1,000 立米。期間は令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとするものです。</p> <p>3 件目は、申請者が三瀬川の方で、土地の表示は吉井本郷の田 1 筆 495 平米です。改良目的といたしまして、盛土整形し効率利用するためということです。土質はレキ混じり土で土量が 350 立米。期間は令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとするものです。</p> <p>4 件目は、申請者が新潟市の方で、土地の表示は吉井本郷の田 1 筆 517 平米です。改良目的といたしまして、盛土整形し効率利用するためということです。土質はレキ混じり土で土量が 200 立米。期間は令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとするものです。</p> <p>5 件目は、申請者が小比叡の方で、土地の表示は小比叡の田 3 筆 2,873 平米です。改良目的といたしまして、盛土整形し効率利用するためということです。土質はレキ混じり土で土量が 10,055 立米。期間は令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとするものです。</p> <p>6 件目は、申請者が小比叡の方で、土地の表示は小比叡の畠 1 筆 1,063 平米の内、96 平米です。改良目的といたしまして、盛土整形し効率利用するためということです。土質はレキ混じり土で土量が 10,055 立米。期間は令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとするものです。それぞれ、現地確認日は議案書記載のとおりです。以上農地改良届について受領させていただきます。説明は以上です。</p>
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
	(意見、質問なし)
議 長	次に、「農地法第 18 条の規定による通知について」事務局から説明をお願いします。
事務局	農地法第 18 条の規定による通知、いわゆる合意解約について説明いたします。議案書は 38 ページで 2 件ございます。今月は受け手が不在となる利用調整案件はございません。説明は以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
	(意見、質問なし)
議 長	次に「認定農業者について」事務局から説明をお願いします。
事務局	認定農業者の認定の状況について報告いたします。議案書の 39 ページをご覧ください。今月は 7 月 26 日審査分で計 10 件ございます。うち新規が 2 件、再認定が 8 件です。説明は以上です。

議長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願ひいたします。 (意見、質問なし)
議長	次に、(2)「JA推薦委員からの連絡事項」に入らせていただきます。JA推進委員からお願ひします。
J A推進委員	(JA推進委員説明)
議長	ありがとうございました。連絡事項について、ご質問、ご意見がある方はお願ひします。 (意見、質問なし)
議長	以上で、JA推薦委員からの連絡事項は終わりました。次に、(3)「会務報告・会務予定」について、事務局から報告をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議長	以上で、会務報告・会務予定についての報告が終わりました。ただ今の会務報告・会務予定につきまして、ご質問ご意見のある方はお願ひします。 (意見、質問なし)
議長	次に、「その他」に入れます。事務局、お願ひします。
事務局	(農業委員会業務必携の配布及び代金の受領説明)
事務局	総会の最後になりますが、先に行われた農業委員会の視察研修について、中川義弘委員から簡潔に報告させていただきますので、視聴の準備と休憩を兼ねて10分間の休憩とさせていただきます。 (休憩)
事務局	それでは、準備が整いましたので、中川委員から視察研修についての報告をよろしくお願ひします。
11 中川 義弘	(視察研修報告)
議長	それでは、皆さまから視察研修に関するご意見、ご質問はございますでしょうか。 (意見、質問なし)
議長	以上で、協議・報告事項を終了します。これをもちまして、本日の議案審議はす

	べて終了しました。ありがとうございました。
局 長	大変ありがとうございました。それでは閉会にあたりまして、佐々木隆正会長職務代理者より、閉会のご挨拶をお願いします。
佐々木隆正会長 職務代理者	(閉会挨拶)

以上、書記により記載したものであるが、内容を証するため署名する。

議 長 24番 金田 勝廣

署名委員 3番 森田 聰

署名委員 5番 仲川 庸一